第９期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート【区分①：自立支援、介護予防、重度化防止】

市町村名	合志市	所属名	高齢者支援課
担当者名	矢幡	連絡先（ＴＥＬ）	096-248-1126

市町村名	項目名	取組テーマ （リストから選択）	第９期目標				R7年度（2025年度）実績					
			目標設定時点における現状と課題	具体的な取組	目標	計画記載ページ	実施内容	目標達成状況・自己評価	達成度合	課題 （目標の達成状況に関する理由や原因等）	課題に対する改善策 （R8年度(2026年度）以降）	県の支援に対する評価・要望
合志市	生涯現役社会の実現と自立支援、健康づくりの推進	1　高齢者が元気で活躍する社会の実現と自立支援の促進（地域・社会活動、就労、いきがい、健康づくり、介護予防、地域リハビリテーション、地域包括支援センター、地域生活、見守り）	・団塊の世代が後期高齢へ移行する影響により、前期高齢者が減少する一方で、後期高齢者が増加しているため、高齢者の活躍の場の創出し、元気な高齢者をはじめ、幅広い世代が支え手となる健康長寿・生涯活躍のまちづくりが必要。 ・要支援・要介護認定者数が毎年度増加しているため、団塊の世代に対する介護予防対策を重点的に取り組む必要がある。	（1）高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進 →新たな趣味を持ちつことで、いきがいを感じることができるような講座を実施。また、ボランティア活動を普及し、生きがいや社会参加の促進を行う。 （2）住民主体の多様な通いの場の充実 →地域の趣味活動やサロンを行っている団体の活動が活性化するための支援を行う。 （3）自立支援に向けた介護予防・日常生活支援総合事業の充実 →要支援者・事業対象者に対して、要介護状態等の軽減もしくは悪化を防止し、いつまでも安心して生活ができるよう、日常生活支援総合事業・一般介護防事業を実施する。	①第1号被保険者要介護（要支援）認定率 令和6年度：18.7%　令和7年度：19.1% 令和8年度：19.4% ②平均自立期間（要介護2以上）男性 令和6年度：81.3歳　令和7年度：81.4歳 令和8年度：81.5歳 ③平均自立期間（要介護2以上）女性 令和6年度：85.3歳　令和7年度：85.4歳 令和8年度：85.5歳 ④通所Cの延利用人数 令和6年度：520人　令和7年度：520人 令和8年度：520人 ⑤通いの場の延参加者数 令和6年度：8,200人　令和7年度：8,400人 令和8年度：8,600人 ⑥生活・介護支援サポーター受講者数 令和6年度：15人　令和7年度：15人 令和8年度：15人	55～70	（1）生活・介護支援サポーター養成講座の実施し、ボランティアの養成を行い、各事業のボランティア及びサポーターに繋ぐことができた。 （2）住民主体の多様な場の活動活性のため、専門職の派遣を行った。また、通いの場マップを作成し、周知を行った。 （3）要支援者・事業対象者を対象に一般介護予防・生活支援サービス事業（現行相当通所・訪問サービス、通所・訪問サービスA・C）を実施した。 「介護予防サポートガイド」を作成し、自身の体調にあった介護予防に取り組むことができるよう周知を行い、体力別に参加できる事業を実施した。	①第1号被保険者要介護（要支援）認定率　18.9% （見えるかシステム　R8.1月末現在） ②平均自立期間（要介護2以上）男性 80.歳（R7年度累計） ③平均自立期間（要介護2以上）女性 84.1歳（R7年度累計） ④通所Cの延利用人数 352人（R8.3.31時点） ⑤通いの場の延参加者数 11,192人 ⑥生活・介護支援サポーター受講者数 12人	○	通所Cの新規利用者が減少した。ケアマネージャーへの周知不足や、利用中に介護認定により途中終了となるケースがあった。今までも通所型サービスC事業の事業評価ができていなかった。 通いの場の延べ参加者数は微増し、目標達成したものの、後任の代表者の確保ができないなど、休止となるサロンが出てきた。 介護予防事業として、令和7年度より「介護予防サポートガイドを作成し、併せて、これまで実施していた教室を内容を検討し実施したことで、定員に達する参加者がそれぞれの体力に合わせて介護予防に取り組むことができた。	令和8年4月から、通所Cを1日型と半日型を導入し、より利用者のニーズに合わせたサービス提供を行う。また、要支援認定者の利用が少なかったため、要支援１の方を原則、通所C利用から始めることに伴い、短期集中型リハの改善をすることで、給付費抑制を目指す。 通いの場の後継者問題に対し、生活・介護支援サポーター養成講座やその他養成講座等の周知を強化する。 現存のサロンに対しては、生活支援体制整備事業の中で、継続的な活動が維持できる体制づくりを検討していく。	
合志市	認知症の予防と共生の推進	2　認知症施策の推進、高齢者権利擁護・虐待防止の推進	新型コロナウイルス感染症の影響で外出を控えている高齢者が増加しており、また、後期高齢者の増加に伴い認知症高齢者の増加が懸念される。その反面、認知症相談窓口の認知度が第8期と比較し低くなっているため、認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに、認知症の相談窓口や権利擁護支援の窓口の周知を行っていく必要がある。	（1）認知症の理解と普及・啓発、本人発信支援の推進 →認知症サポーターの養成及び活動の活性化及び見守り支援事業を行う。 認知症カフェの開催と同時に相談会の実施を行うなど、認知症の人本人や家族が参加しやすいように工夫する。 （2）認知症バリアフリーの推進 →物忘れのある人が安心して参加できる通いの場を開催する。 （3）高齢者の虐待防止・権利擁護の推進 →高齢者虐待の早期発見につながるよう介護支援専門員の研修を活用し普及啓発を行う。また、介護サービス相談員を介護サービス事業所等へ派遣する。	①認知症サポーター養成講座の受講者延人数 令和6年度：800人　令和7年度：820人 令和8年度：840人	71～80	（1）認知症サポーター養成講座を各地域や小学校等で17回実施した。地域共生社会を目指し、ささえ愛ネットワーク模擬訓練（徘徊模擬訓練）を行った。また、認知症の人やその家族が安心して暮らすことができるよう、どこシル伝言板の周知啓発を行った。 認知症ケアパスを見直し、新しく作成した。 （2）脳ケアルームサポーター（チームオレンジ）が中心となって実施する脳ケアルーム（認知症になっても通える通いの場）を毎週開催した。 （3）介護サービス相談員の養成講座を実施し、相談員の増員を図ると共に、介護サービス事業所4ヵ所に派遣を行った。	①認知症サポーター養成講座の受講者延人数 916人	◎	・認知症サポーター養成講座は新たな中学校・企業で開催を行い、目標を達成することができた。 ・認知症啓発講演会では、企業・医療機関への周知依頼、広報こうしの掲載を裏表紙にし住民の目に触れやすい工夫を行ったこともあり、多くの参加やが集まり、認知症についての普及啓発ができた。 ・ささえ愛ネットワーク模擬訓練の参加者が少なく、固定化もしており、開催内容、対象者、開催時期など見直しが必要。	・認知症啓発活動として、「新しい認知症観」として、認知症本人の視点を取り入れて、講演会及びささえ愛ネットワーク模擬訓練の内容を検討する。	
合志市	在宅でも安心して暮らせるための医療と介護の連携・在宅サービスの充実	7　その他	・高齢者人口の増加に伴い、高齢者独居世帯及び高齢者夫婦世帯が増加している。在宅でも安心して暮らせるために、民間の見守りサービスは充実していきているが、地域の支え合いによる高齢者の見守りネットワークが拡充することで、早期に必要なサービスへのつなぎや犯罪の抑制につながる。 ・家族と人生の最期について話し合ったことがある人は38.5%であり、第8期と比較しても低くなっている。自身の最期をどのように過ごすのか、医療と介護が連携することで本人の望む生活が送ることができると考える。	（1）在宅医療・介護連携の推進 →地域の医療・介護専門職など多職種が参画する、在宅医療・介護連携推進会議を開催し、グループワークを通し、顔の見える関係性づくりや、地域の課題の抽出や対応策を検討する。 （2）地域ケア会議を中核とした地域支援事業の連動性の向上 →多職種が参加し会議を実施することで、地域課題を掘り起こし、生活支援協議体につなげ、解決策の協議を行う。	①地域ケア会議の事例検討数 令和6年度：24事例以上 令和7年度：24事例以上 令和8年度：24事例以上	81～92	（1）在宅医療・介護連携推進会議を1回開催し、医療と介護の現場におけるACPについて、協議を行い、顔の見える関係づくりを行った。（参加者19人） （2）地域ケア会議より地域課題として上がっていた「高齢者の見守り活動」について生活支援協議体で協議を重ね、「合志市地域見守り応援隊」の活動の強化を行った。応援隊の登録システムを構築し、46団体を登録した。	①地域ケア会議の事例検討数 35事例（開催回数：22回）	◎	・在宅医療・介護連携推進会議や地域ケア会議を開催することで、顔の見える関係づくりを行うことができた。 ・地域ケア会議から地域課題を抽出し、見守り応援隊の活性化に繋げることができた。	・地域ケア会議や地域からの声などで把握した地域課題を第1層・第2層生活支援協議体で検討をしていく予定。	
合志市	地域包括ケアシステムを支える多様な介護人材の確保・定着や介護サービスの質の確保・向上	5　介護人材の確保と介護サービスの質の向上	・介護人材等に関する調査より、職員の過不足について不足している（やや不足を含む）との回答は71.7%だった。介護の必要度を適切に認定し、真に必要とする過不足のないサービスを事業者が提供するよう促し、不適切な給付を削減する必要がある。 ・介護人事の確保・定着に向けた取り組みや介護サービスの質の確保、向上に向けた取り組みを推進していく必要がある。	（1）介護給付の適正化に向けた取り組みの推進 →要介護認定の適正化のため、認定調査員が研修会に参加する。 　ケアプラン点検の実施。医療情報突合・縦覧点検の実施。給付実績を活用した分析・検証を行う。 （2）多様な介護人材の確保・定着、介護サービスの質の確保・向上に向けた取り組みの推進 →介護分野におけるICT化を推進するために、補助金の周知やオンライン申請システムの活用を推進する。 　サービスの提供及びサービスの質の向上に向けた指導・監督を行う。 　介護サービス相談員を定期的に事業所へ派遣し、利用者からの話を聞き、事業所と意見交換を行うことで、サービスの改善を図る。	①地域密着型サービス事業所の運営指導事業所数 令和6年度：5事業所　令和7年度：6事業所 令和8年度：7事業所 ②居宅介護支援事業所運営指導事業所数 令和6年度：5事業所　令和7年度：8事業所 令和8年度：9事業所	99・101	（1）地域密着型サービス事業所に対して運営指導を実施した。 （2）居宅介護支援事業所に対して運営指導を実施した。 　介護サービス相談員の養成研修を行い5人で介護サービス事業所4ヵ所へ訪問を毎月実施した。	①地域密着型サービス事業所の運営指導事業所数 ５事業所 ②居宅介護支援事業所運営指導事業所数 ８事業所	◎	・事業所の廃止等で目標の件数は達成できなかったが、事業所への運営指導を行うことで、介護サービスが適切に行えた。	・3年で、地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所に対して、運営指導を行っていく。	
合志市												